



発行 新潟県

第 18 号

令和3年3月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 5 新潟県宿舍管理規則の一部を改正する規則（管財課）

告 示

- 221 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 222 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 223 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 224 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 225 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 226 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 227 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 228 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 229 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 230 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 231 換地処分(農地整備課)
- 232 廃川敷地等の発生(河川管理課)

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 総合評価一般競争入札の実施（法務文書課）
- 一般競争入札の実施（総務事務センター）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施について（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施について（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施について（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の契約者等について（病院局経営企画課）

企業局管理規程

- 4 新潟県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

- 1 新潟県企業局固定資産事務取扱規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（営業企画課）

規 則

新潟県宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第5号

新潟県宿舎管理規則の一部を改正する規則

新潟県宿舎管理規則（昭和48年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第4号様式（第10条関係） 入居（駐車場使用開始）届 （略） 氏名 （略）</p>	<p>第4号様式（第10条関係） 入居（駐車場使用開始）届 （略） 氏名 <u>㊞</u> （略）</p>
<p>第5号様式（第20条関係） 退去（駐車場使用終了）届 （略） 氏名 （略）</p>	<p>第5号様式（第20条関係） 退去（駐車場使用終了）届 （略） 氏名 <u>㊞</u> （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護おはぎ	南蒲原郡田上町大字羽生田159番地	育成医療・更生医療	令和3年3月1日
すわ薬局 豊町店	新発田市豊町2丁目3番12号	育成医療・更生医療	令和3年3月1日
本町調剤薬局水原店	阿賀野市中央町2丁目12番18号	育成医療・更生医療	令和3年3月1日

◎新潟県告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
ウエルシア薬局新潟小出店	魚沼市井口新田1003-6	育成医療・更生医療	令和3年3月1日

◎新潟県告示第223号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
永井 貴大	神経内科	南部郷厚生病院	五泉市愛宕甲2925-2	R 3. 3. 1	第15条第1項の医師に指定した
米倉 研史	内科	米倉医院	南魚沼市六日町101-8	〃	〃
五十嵐 秀人	眼科	長岡眼科医院	長岡市今朝白1-7-12	〃	〃
高橋 優人	耳鼻咽喉科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
丸山 貴広	内科	聖籠町国民健康保険診療所	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山825	〃	〃

◎新潟県告示第224号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
峯村 明成	内科	泰同医院	妙高市田町1-1-16	R 2. 11. 19
新井 英樹	外科	けいなん総合病院	妙高市田町2-4-7	R 3. 2. 14

◎新潟県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護おはぎ	田上町大字羽生田159番地	精神通院医療	令和3年3月1日
すわ調剤薬局 豊町店	新発田市豊町2丁目3番12号	精神通院医療	令和3年3月1日
本町調剤薬局水原店	阿賀野市中央町2-12-18	精神通院医療	令和3年3月1日

◎新潟県告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局新潟小出店	魚沼市井口新田1003-6	精神通院医療	令和3年3月1日
医療法人社団山本医院	小千谷市大字桜町5147-9	精神通院医療	令和3年3月1日
ひかり調剤薬局	長岡市栄町2-7-16	精神通院医療	令和3年3月1日

◎新潟県告示第227号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営平木田柳原地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月8日から令和3年4月2日まで

3 縦覧に供する場所

胎内市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第228号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、胎内市及び村上市の一部を受益地域とする県営蔵王地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月8日から令和3年4月2日まで

3 縦覧に供する場所

胎内市役所、村上市役所本庁舎及び村上市荒川支所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第229号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営芋坂時之島地区区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月8日から令和3年4月2日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第230号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、関川村の一部を受益地域とする県営女川地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年3月8日から令和3年4月2日まで
- 3 縦覧に供する場所
関川村役場
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第231号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新潟市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業巻東町地区(全換地区)に係る換地処分をした。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第232号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 河川の名称
二級河川国府川水系何代川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年3月5日
- 3 廃川敷地等の位置
佐渡市栗野江字何代1431番8地先から同市栗野江字何代1432番5地先まで(何代川左岸)

- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,071.60平方メートル

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等（その2）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等（その2）の借上げ

なお、新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等（その2）とは、次に掲げる機器をいう。

ア パーソナルコンピュータ 35台

イ プリンタ 33台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年5月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和3年3月5日（金）から令和3年3月16日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年4月14日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和3年3月5日（金）以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年3月23日(火) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和3年3月30日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等(その2)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等（その2）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 入札の成立条件

本件の入札については、当該調達に係る令和3年度予算が成立することが条件であること。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(3) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により、新潟県公文書管理システム構築・保守業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県公文書管理システム構築・保守業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県総務管理部法務文書課の指定する場所

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和3年3月5日（金）から同月19日（金）まで、新潟県ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bunsho/0360252.html>

(2) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時
令和3年4月20日(火) 午前10時

(2) 入札執行場所
新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人若しくは法人又は共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 令和3年3月5日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

(イ) 令和3年3月5日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(ウ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和3年3月5日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。)を提出した者であること。

エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウまで及びキに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表構成員の名称及び権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件業務委託契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ新潟県と協議すること。

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表構成員が、(1)エに掲げる要件を満たすこと。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 全ての構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けていること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に

定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和3年3月30日(火)午後5時15分まで

イ 提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部法務文書課文書係

ウ 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「新潟県公文書管理システム構築・保守業務委託競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、アの提出期限までに到着するよう郵送すること。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年4月2日(金)までに競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、参加資格を満たすことの通知を行った場合であっても、当該通知後において、4に定める参加資格を満たさないことが明らかになったときは、これを取り消す。

6 企画提案書の提出

5(2)において、本件入札の参加資格を満たすことの通知を受け本件入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出期間

令和3年3月31日(水)から同年4月6日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

5(1)イに同じ。

(3) 提出方法

本人若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「企画提案書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、(1)の提出期間内に到着するよう郵送すること。

(4) 提出書類及び部数

入札説明書による。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、新潟県公文書管理システム構築・保守業務委託業者総合評価委員会(以下「委員会」という。)に対し、企画提案書について次のとおり内容説明及び質疑応答を行うものとする。

(1) 日時

令和3年4月13日(火)又は14日(水)午前9時から午後5時までの間で別途通知する時間

(2) 場所

別途通知する。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

入札参加者は、次のア又はイのいずれかの方法により入札を行うものとする。

ア 本人又は代理人が3に定める入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封のうえ、1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が持参し、提出する場合は、5(1)に定める時刻までに、委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限り。)をもって、入札執行日前日の令和3年4月19日(月)午後5時までに到

着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち、次に定めるところにより新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

ア 技術点及び価格点の和（以下「総合評価点」という。）が最高の者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高となる者が2者以上あるときは、当該2者以上のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高で、かつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、当該2者以上の者によるくじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別記「落札者決定基準」に基づき、委員会が採点する。

9 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、8(3)イにより自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。(2)において同じ。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。(2)において同じ。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

11 その他

(1) 入札の成立条件

本件入札は、本件調達に係る令和2年度2月補正予算が成立することが条件であること。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、本件入札の落札者決定のための審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製することがある。

エ 提出された書類は、返還しない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ 本件調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ 詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

12 Summary

(1) Project Description:

Development and maintenance of administrative document management system

(2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. 20 April, 2021

Niigata Prefectural Government, Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Legal Documents Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570, JAPAN

TEL: 025-280-5018

E-mail: ngt010020@pref.niigata.lg.jp

別記 落札者決定基準

1 概要

新潟県（以下「県」という。）における「新潟県公文書管理システム構築・保守業務」の調達（以下「本調達」という。）に係る落札者の決定については、本資料によるものとする。

2 落札者の決定方法

次の(1)及び(2)の要件を全て満たしている者のうち、「3 総合評価点の算出方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(1) 入札説明書に定める競争入札参加資格を全て満たしていること。

(2) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

3 総合評価点の算出方法

本調達における総合評価点は、入札者の技術的要件に係る得点（以下「技術点」という。）と、入札者の入札価格に係る得点（以下「価格点」という。）の合計値により算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

(1) 得点配分

技術点と価格点は次のとおりとする。

技術点 4,000点

価格点 2,000点

(2) 技術点の算出

ア 技術点の算出

技術点は、項目点の合計とする。

技術点＝価格点の合計

なお、各入札者に与える技術点は、県が「新潟県公文書管理システム構築・保守業務委託業者総合評価委員会設置要綱」に基づいて設置する委員会の各委員の項目点合計の平均点（少数点以下第1位を四捨五入したもの）とする。

ただし、本調達における調達仕様書（以下「仕様書」という。）別紙1-1「機能要件一覧表（公文書管理システム本体）」及び仕様書別紙2-2「機能要件一覧表（財務会計システムとの連携分）」に掲げる項目のうち、必須機能について、機能が実現できない場合又は手法に課題があり実現が見込めない場合は、失格とする。

イ 項目点の算出

項目点は、「評価項目表」により企画提案書の内容に応じて次の表により付与するものとする。

評価ランク	企画提案内容の評価	付与点
A	非常に優れている	項目点の100%
B	優れている	項目点の70%
C	普通	項目点の50%
D	やや劣る	項目点の20%
E	かなり劣る	項目点の0%

(3) 価格点の算出

価格点は、入札額が予定価格の範囲内である場合に、以下の式に基づいて算出することを基本とする。

ただし、価格点が2,000点を超える場合は2,000点とする。

※ 価格点の算出の際は小数点以下第1位で四捨五入する。

価格点 = 価格点の満点 × 偏差値 / 100

偏差値 = ((入札額 - 入札額の平均) × (-10) / 標準偏差) + 50

標準偏差 = (((入札額 - 入札額の平均) の2乗の全入札者分の総和) / 入札参加者数) の平方根

ただし、入札者が2者の場合は、次の式に基づいて価格点を算出する。

価格点 = (価格点の満点 × 修正偏差値 / 100 × 2 + 価格点の満点 × (1 - 入札額 / 予定価格)) / 3

修正偏差値 = 50 - 偏差値の差の絶対値 / 2 × (入札額 - 他者の入札額) / 予定価格

※ 偏差値の算出は上と同様とする。

入札者が1者のみの場合、又は全ての入札者の入札額が同額の場合は、価格点を一律1,000点とする。

4 技術点及び価格点の採点者

技術点及び価格点の採点は、委員会が行う。

評価項目表

大分類	小分類	番号	評価内容	項目点の満点	
全体	基本コンセプト	1	事業者として考えるシステム構築の目的が本県の目的と適合しており、その目的を達成するための方法は具体的かつ妥当なものか。	50	100
		2	システムの役割や将来的なあり方が明確に提示されており、その内容は具体的かつ妥当なものか。	50	
	構築実績	3	都道府県又は政令指定都市への構築実績は豊富か。	50	50
	保守実績	4	都道府県又は政令指定都市への保守実績は豊富か。	50	50
	技術力	5	(1) 有効な資格取得者が管理技術者及びその他要員（以下「管理技術者等」という。）となっているか。 (2) 管理技術者等に十分な経歴・経験年数が認められるか。 (3) 管理技術者等について、公文書管理システムに係るプロジェクトへの参画経験が豊富か。	50	50
	履行体制	6	(1) 適切な人員数、配置が確保されているか。 (2) 事業者側の役割分担が適切で、明確に示されているか。 (3) 県側の意向を踏まえ、必要な作業が確実に完了できるスケジュール案を詳細かつ具体的に示しているか。また、その内容は妥当か。	50	50
	電子決裁率向上に向けた提案	7	・電子決裁率向上に対する正しい課題認識があるか。 ・電子決裁率向上に向けた有効な方法を提案しているか。	100	100
機能面	本体に係る機能	8	・仕様書別紙1-1「機能要件一覧表（公文書管理システム本体分）」について、次のとおり計算する。 全145項目における対応可否により、次の項目点を付与 【項目点】=250点×（回答項目の点数合計÷290点） ・「○」、「□」=2点、「△」=1点、「×」=0点として計算する。 ・「△」の項目について、妥当な代替案であると判断される場合は「△」=2点として計算する。 ※「必須要件」の項目において「×」が1個以上ある場合は失格とする。	250	250
	機能の充実度	9	・仕様書別紙1-1「機能要件一覧表（公文書管理システム本体分）」に記載のある機能について、他事業者にはない追加的な機能やアピールポイントがあるか。また、その内容は本県の文書事務の適正化・効率化及び電子決裁率の向上に資するものか。 ・カスタマイズ対応となる項目がある場合、将来的な改修等の費用の低減方法が示されているか。	250	250
	機能要件に含まれない機能	10	仕様書別紙1-1「機能要件一覧表（公文書管理システム本体分）」に記載のない機能の活用について、本県の文書事務の適性化・効率化及び電子決裁率の向上に向けた、具体的かつ有効な提案があるか。	250	250
	操作性	11	・職員にとって視認性に優れ、画面展開がスムーズで操作しやすい（直観的に操作できる）ユーザーインターフェースとなっているか。 ・本県の文書事務の効率化という観点で、操作性についての具体的かつ妥当な説明があるか。	250	250
非機能面	システム全体構成	12	・システム構成は、本県の想定するシステム構成（仕様書第3章3.7）に沿ったものとなっているか。 ・本県のセキュリティポリシー（仕様書別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」）に沿ったものとなっているか。	50	100
		13	ネットワーク機器を必要最小限とする等、機器構成にコスト抑制のための工夫が見られるか。	50	
	性能要件	14	本県が想定する環境及び業務量に十分に対応ができる、システム性能が示されているか。	50	100
		15	オンライン稼働時間を長く確保できるか。	50	
	信頼性要件	16	年間のシステム稼働率目標99.5%以上を実現するための、具体的かつ妥当な提案があるか。	100	100
	セキュリティ要件	17	個人情報の取扱いについて、十分なセキュリティ対策が施されているか。その内容は妥当か。	50	100
		18	権限の管理について、機密性を確保した上で効率的な運用ができる仕組みとなっているか。	50	
拡張性要件	19	将来的な仕様変更（ユーザ数やデータ量の増加等）や機能追加に対し、改修等の費用を抑制しつつ柔軟に対応ができる具体的な仕組みを提案しているか。	100	100	

大分類	小分類	番号	評価内容	項目点の満点	
非機能面 (続き)	教育・研修要件	20	研修内容(講師人数、講義内容、対象者数、回数、所要時間等)について具体的に示されているか。また、その内容は妥当か。	100	100
	移行要件	21	システム稼働時及び次期システム移行時のデータ移行に際して想定される課題及びその解決策が示されているか。また、その内容は妥当か。	50	100
		22	システム稼働時及び次期システム移行時のデータ移行の方法について具体的に示されているか。また、その内容は妥当か。	50	
保守	保守体制	23	保守の業務体制や進捗管理、品質管理、課題管理について、具体的かつ妥当な管理方法が示されているか。	150	150
	障害対応	24	・障害発生時の連絡体制や対応時間、対応方法等について具体的に示されているか。また、その内容は妥当か。 ・障害防止に対する具体的かつ妥当な方法が提案されているか。	150	150
	相談対応	25	相談対応の体制及び対応方法について具体的に示されているか。また、その内容は妥当か。	150	150
	バックアップ/リストア	26	・バックアップ及びリストアの方法について具体的に示されているか。 ・データ消滅等の対策に関する具体的かつ妥当な提案があるか。	150	150
	人事・組織情報の更新	27	人事異動・組織改編(所属の新設、統合、分割、消滅)等に伴う更新作業について、変更の規模(年次切替、年度途中等)や内容(権限者、権限職制の変更等を含む。)に応じた実現方法が具体的に示されているか。また、その内容は妥当か。	150	150
システム 連携	財務会計システムとの連携に係る機能	28	・仕様書別紙2-2「機能要件一覧表(財務会計システムとの連携分)」について、次のとおり計算する。 全20項目における対応可否により、次の項目点を付与 【項目点】=250点×(回答項目の点数合計÷40点) ・「○」、「□」=2点、「△」=1点、「×」=0点として計算する。 ・「△」の項目について、妥当な代替案であると判断される場合は「△」=2点として計算する。 ※「必須要件」の項目において「×」が1個以上ある場合は失格とする。	250	250
		29	連携方法及び連携後の事務フローが明確に示されており、その内容は具体的かつ妥当なものか。	70	350
	30	支払事務を効率化する方法について明確な提案があり、その内容は具体的かつ妥当なものか。	70		
	財務会計システムとの連携	31	支払事務ミスを防止する方法について明確な提案があり、その内容は具体的かつ妥当なものか。	70	
		32	職員の事務負担を軽減する方法について明確な提案があり、その内容は具体的かつ妥当なものか。	70	
		33	財務会計システムが稼働していない時間帯(平日9:00~17:00以外の時間)の対応について明確な提案があり、その内容は具体的かつ妥当なものか。	70	
	他業務システムとの連携	34	他業務システムとの連携について、他自治体における連携実績が豊富か。	150	150
35		他業務システムとの連携方法について、本県にとって妥当な実現方法が示されているか。	150	150	
追加提案等		36	本業務の実施に際し、追加の提案事項やアピールポイントがあるか。また、その内容は本県の文書事務の適正化・効率化及び電子決裁率の向上に資するものか。	250	250
技術点合計				4,000	4,000

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県総務事務センター業務の支援に関する派遣業務の委託について次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

新潟県総務事務センター業務の支援に関する派遣業務委託

(2) 委託案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和3年3月5日(金)から令和3年3月12日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後4時45分まで。

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階
新潟県総務管理部総務事務センター

(2) 問い合わせ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月26日(金) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁508会議室(行政庁舎5階)

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を含む。)であること。

(3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けているものであること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(8) 国又は地方公共団体を契約相手方として、総務事務(諸手当や旅費の審査業務をいう。)又は別記「特記仕様書」の1の業務内容と同種の業務について労働者を派遣し、又は当該業務に係る請負について受託した実績がある者。

(9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。

(10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であり、プライバシーマークの認定又はISMS認証を取得している者又は令和3年3月5日(金)までに取得見込みである者。

(11) 本件入札の公告日から入札執行日までの間に、国又は新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(12) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和3年3月5日(金)から令和3年3月17日(水)(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号の日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階
新潟県総務管理部総務事務センター

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用

するものに限る。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年3月19日(金)以降に書面で通知する。

6 入札の方法

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じた額に、入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約保証金

契約単価に入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

12 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。
- (2) その他
 - ア 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - イ 令和3年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。
 - ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び契約の内容に関しては、日本国の関係法令、財務規則その他新潟県知事の定める規則の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 C o C o L o 長岡

所在地 長岡市城内町一丁目611番1

設置者 東日本旅客鉄道株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

(変更前) 株式会社トッキー 新潟市中央区花園一丁目1番1号

(変更後) J R 東日本新潟シティクリエイト株式会社 新潟市中央区笹口一丁目9番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トレンディ 代表取締役会長 根岸 良司 群馬県高崎市八島町20番地K S ビル2階

他75者

(変更後) 株式会社トレンディ 代表取締役 根岸 芳郎 群馬県高崎市八島町20番地K S ビル2階 他71

者

3 変更年月日

(1) 令和2年10月1日

(2) 平成31年4月1日 他

4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗設置者の社名及び本社所在地が変更したため

(2) 小売業者の代表・住所・社名の変更、小売業者の出店及び退店

5 届出年月日

令和3年2月5日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和3年3月5日から令和3年7月5日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 直江津ショッピングセンタービル
所在地 上越市西本町三丁目153番13 外
設置者 頸城自動車株式会社

- 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社マルケーエスシー開発 代表取締役 小山 隆一 上越市西本町3-8-8 他27者
(変更後)株式会社良品計画 代表取締役 松崎 暁 東京都豊島区東池袋4丁目26番3号 他33者

- 3 変更年月日

令和2年8月7日 他

- 4 変更の理由

新規に小売業を行う者が開店したため

- 5 届出年月日

令和3年2月22日

- 6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間

令和3年3月5日から令和3年7月5日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、リサイクルトナーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月5日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

リサイクルトナー 単価契約 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

- (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

- (5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和3年3月22日（月）午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日（金）午前11時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、コピー用紙について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月5日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

コピー用紙 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年3月22日(月)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、L S A重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月5日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

L S A重油1種1号 単価契約 年間約52,000リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びL S A重油納入仕様書による。

(3) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院(地下貯蔵タンク)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年3月24日(水)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金)午後1時30分

新潟県立妙高病院 会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 調達件名及び名称

医療情報システム一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県立新発田病院 経営課 新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

- 5 契約日
令和2年11月27日
- 6 契約者の氏名及び住所
日本電気株式会社 新潟支店
新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 7 契約金額
1,071,400,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月5日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

新潟県企業局宿舍管理規程（昭和36年新潟県企業局管理規程第8号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第2号様式（第7条関係） 入居（駐車場使用）承認申請書 (略) 氏名 (略)</p>	<p>第2号様式（第7条関係） 入居（駐車場使用）承認申請書 (略) 氏名 <u>㊦</u> (略)</p>
<p>第3号様式（第8条関係） 入居（駐車場使用）承認通知書 (略) 企業局総務課長（〇〇事業所長） (略)</p>	<p>第3号様式（第8条関係） 入居（駐車場使用）承認通知書 (略) 企業局総務課長（〇〇事業所長） <u>㊦</u> (略)</p>
<p>第4号様式（第9条関係） 入居（駐車場使用開始）届 (略) 氏名 (略)</p>	<p>第4号様式（第9条関係） 入居（駐車場使用開始）届 (略) 氏名 <u>㊦</u> (略)</p>
<p>第5号様式（第19条関係） 退去（駐車場使用終了）届 (略) 氏名 (略)</p>	<p>第5号様式（第19条関係） 退去（駐車場使用終了）届 (略) 氏名 <u>㊦</u> (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

企業局訓令

局 本 庁
事 業 所

◎新潟県企業局訓令第1号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程による帳票その他の書類の様式（昭和62年4月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月5日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第5号様式（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">固 定 資 産 取 得 報 告 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">課 長（事業所長）氏 名</p> <p>（略）</p>	<p>第5号様式（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">固 定 資 産 取 得 報 告 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">課 長（事業所長）氏 名 <u>印</u></p> <p>（略）</p>
<p>第7号様式（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">固 定 資 産 事 故 報 告 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">課 長（事業所長）氏 名</p> <p>（略）</p>	<p>第7号様式（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">固 定 資 産 事 故 報 告 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">課 長（事業所長）氏 名 <u>印</u></p> <p>（略）</p>
<p>第9号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">固 定 資 産 引 継 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">事業所長</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">事業所長</p> <p>（略）</p>	<p>第9号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">固 定 資 産 引 継 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">事業所長 <u>印</u></p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">事業所長 <u>印</u></p> <p>（略）</p>
<p>第11号様式（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	<p>第11号様式（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <u>印</u></p>

(略)

第12号様式 (第24条関係)

行政財産使用許可書

(略)

新潟県企業局長

(略)

第13号様式 (第34条関係)

財産借受申請書

(略)

氏名

(略)

第14号様式 (第34条関係)

財産借受期間延長申請書

(略)

氏名

(略)

第15号様式 (第34条関係)

財産借受人住所氏名変更届書

(略)

氏名

(略)

第16号様式 (第34条関係)

借受財産現状変更承認申請書

(略)

氏名

(略)

第17号様式 (第34条関係)

(略)

第12号様式 (第24条関係)

行政財産使用許可書

(略)

新潟県企業局長

印

(略)

第13号様式 (第34条関係)

財産借受申請書

(略)

氏名

印

(略)

第14号様式 (第34条関係)

財産借受期間延長申請書

(略)

氏名

印

(略)

第15号様式 (第34条関係)

財産借受人住所氏名変更届書

(略)

氏名

印

(略)

第16号様式 (第34条関係)

借受財産現状変更承認申請書

(略)

氏名

印

(略)

第17号様式 (第34条関係)

借受財産返還届書

(略)

氏名

㊞

(略)

借受財産返還届書

(略)

氏名

(略)